

＝放課後等デイサービス＝

◆放課後等デイサービスとは

放課後等デイサービスは、就学中の障がいのある児童生徒等に対し、授業の終了後または夏休み等の長期休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

◆放課後等デイサービスと児童館との違い

～放課後等デイサービス～

主に小集団でその子にあった療育を希望する場合

◇向いている子

- ・小集団で大人の見守りが必要な子
- ・特性などがあり、個別の対応が必要な子
- ・余暇の過ごし方を身につけさせたい子



釧路市役所障がい福祉課へ
問合せ・申請

～放課後児童クラブ～

保護者が仕事等で家に大人がいない場合

◇向いている子

- ・30～80人程度の大きな集団の中での活動に対応することができる子
- ・下校時、児童センターまで歩いて帰ることができる子



児童センター（児童館）に
問合せ・申請

＝お問い合わせ先＝

◆ 釧路市教育委員会 学校教育部 教育支援課 学校指導担当

〒085-0016 釧路市錦町2丁目4番地

釧路フィッシャーマンズワーフMOO4階

連絡先：0154-23-5189 FAX：0154-25-5999

E-mail：kyo-kyouikushien@city.kushiro.lg.jp

釧路市の 特別支援教育



特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導および必要な支援を行うものです。

釧路市教育委員会 教育支援課

= 多様な学びの場 =

特別支援学校

心身に障害のある児童生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的としています。

- ・ 釧路養護学校（知的障がい）
- ・ 釧路鶴野支援学校（聴覚）

釧路市立小学校・中学校・義務教育学校

特別支援学級

通常の学級における指導では十分な指導の効果を上げることが困難な児童生徒のために編成された少人数の学級です。

知的障がい、自閉症・情緒障がい、病弱・身体虚弱、肢体不自由、言語障がい、聴覚障がい、視覚障がい

通常の学級

通級による指導

主として各教科の授業を通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じて特別な授業を受けます。
※通級の有無については年度ごとに見直すことから、就学先によっては通級による指導を実施していない場合があります。

特別な指導・支援が必要な児童・生徒に対しては、学級担任が本人や保護者と相談し、指導方法や教材等の工夫をしています。

※各学校間や学級間で共に学んだり、活動したりする交流および共同学習という教育活動があります。

※複数の障がいがある場合は、障がいの状況や程度を考慮し、子どもにとって最適な教育を行うことのできる場を相談・検討します。

= 入学までの流れ =



= 支援体制 =

◆ 巡回相談の実施

特別な教育的ニーズを必要とする児童生徒の教育相談、具体的な支援等についてアドバイスを行うため、学校からの依頼により専門家が学校を訪問する巡回相談を実施しています。

◆ 入学後の在籍変更について

入学後もお子さんの発達の程度、適応の状況、学校の環境等を踏まえ在籍を変更することができます。その場合、年度替わりの時期を原則として行いますので、学校とよく相談し、お子さんの望ましい学びの場について考えてください。